

事務 事業名		コード1	22500	新規就農総合支援事業	事業 種別	☐ 国土強靱化地域計画	課	農水産課			
		コード2				☐ 新市建設計画	所属班	振興班			
施策 体系	施策	4	雇用の確保	☐ 総合戦略		電話番号	68-1174	内線	237		
	施策の展開	10	労働・雇用対策の充実	☐ 復興計画		予算	会計		款	項	目
				☐ 定住自立圏構想		科目	一般会計		6	1	3
				☐ 行政改革アクションプラン		根拠 法令	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱 旭市農林水産業後継者育成事業補助金交付要綱				
☐ 主要事業											
						☐ 簡易評価					

1 現状把握(Do)

1 現状把握(Do)

(1)事業概要

① 事業期間	② 事業の内容 ※何をどのようにする事業なのか、市民が理解できるよう記述する、行政用語は使わない
☒ 単年度繰返 ☒ 平成 24 年度～ ☐ 開始年度不詳 ☐ 期間限定複数年度 平成 年度～ 平成 年度まで ※全体像を記述→	1. 新規就農者の激励会:新たに農業を開始した青年(35歳未満)に対してJA、農業事務所と共催して激励会を行い、補助制度等の説明を行う。 2. 青年就農給付金:独立、自営就農して間もない農業者(原則として45歳未満)の就農後の定着を図ることを目的として給付金の給付を行う。【給付金額】年間 1農業者当たり150万円 1経営体(夫婦)当たり最大225万円(平成27年度申請者から前年度所得に応じて変動) 独立就農日から5年目まで給付。 3. 旭市農林水産業後継者育成事業補助金:青年農業者(40歳未満)の育成を目的とした公的機関が主催する研修等の補助金の交付を行う。【補助金額】講演会開催 最大10万円、研修参加 最大25万円(かかった費用の2分の1) 【業務の流れ】 【激励会】関係機関への新規就農者の照会→激励会通知の送付→激励会の開催 【青年就農給付金・後継者育成事業補助金】補助事業周知活動、青年就農給付金の要望調査→青年等就農計画事務(計画作成フォロー)→申請受付→審査→就農状況の確認→給付金の支払い。

(2)トータルコスト

① 費目の内訳(26年度の実績)		単位:千円	単位	(決算)	(決算)	(決算)	(計画)	
1.報償金	31	激励会記念品代	千円	48	65	31	120	
2.食料費	4	激励会会食并当代	千円	5	8	4	15	
3.新規就農総合支援事業補助金	3,750		千円	0	3,000	3,750	11,250	
4.農水産後継者海外研修補助金	0		千円	0	0	0	500	
	0		千円					
② 特定財源の内訳(26年度の実績)		単位:千円	事業費	事業費計 (A)				
1.国庫支出金	0	千円		53	3,073	3,785	11,885	
2.都道府県支出金	3,750	千円		0	3,000	3,750	11,250	
3.地方債	0	千円						
4.その他	0	千円						
		千円		53	73	35	635	
前年度比増減理由:新規就農総合支援事業補助金給付件数の増			人件費	正規職員従事人数				
③ 延べ業務時間の内訳(26年度の実績)			単位:時間	人	2.00	2.00	2.00	2.00
・激励会事務36h・青年等就農計画事務(計画作成フォロー、審査会等)104h				時間	50	120	201	250
・相談受付24h・青年就農給付金事務(申請手続き、審査、就農後のフォロー、データベースへの登録等)238h				千円	190	456	764	950
				千円	243	3,529	4,549	12,835

(3)事務事業の手段・目的・上位目的及び対応する指標

手段	① 主な活動	⑤ 活動指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
26年度実績(26年度に行った主な活動)	新規就農者の激励会	ア 新規就農者の激励会への参加数	人	3	5	3	5
	青年就農給付金の給付	イ 青年就農給付金の給付件数 (当該年度青年就農給付金新規申請件数)	千円	—	2 (2)	3 (1)	7 (4)
	旭市農林水産業後継者育成事業補助金の交付	ウ 旭市農林水産業後継者育成事業補助金の交付金額	千円	—	0	0	500
目的	② 対象(誰、何を対象にしているのか)	⑥ 対象指標名	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
新規就農者数の増加	新規就農者(35歳未満〔激励会〕、45歳未満〔新規就農総合支援事業補助金〕、40歳未満〔農水産業後継者育成事業補助金〕)	ア 新規就農者数(45歳未満であり雇用就農者数含む)	人	27	26	22	24
		イ 35歳未満新規就農者数(激励会通知対象者数)	人	8	13	6	15
	③ 意図(対象がどのような状態になるのか)	⑦ 成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
新規就農者数の増加		ア 新規就農者数(45歳未満であり雇用就農者数含む)	人	27	26	22	24
		イ 青年就農給付金対象者の農業継続率(給付開始から給付終了後5年までの期間で前年と比較)	%	—	—	100	100
		⑧ 上位成果指標名(考え方)	単位	24年度 (決算)	25年度 (決算)	26年度 (決算)	27年度 (計画)
④ さらに、どんな上位目的に結び付けられるのか	市民が安心して働くことができる	ア 市民の就業率 (15歳以上人口に占める就業者の割合。国勢調査で把握)	千円	H22年度 58.9	H22年度 58.9	H22年度 58.9	H22年度 58.9

(4)事務事業の環境変化、住民意見等

① 開始したきっかけは何か?どんな経緯で始まったか?	② 事務事業を取り巻く状況(対象者や根拠法令等)はどう変化しているか?開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったか?	③ この事務事業に対して関係者(住民、議会、事業対象者、利害関係者等)からどんな意見や要望が寄せられているか?
・激励会→新規就農者を関係機関が一体となる支援が必要であることから始まった。 ・青年就農給付金→農業者の高齢化が進んでいるため、青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図り、青年就農者の増加を目的として国の制度として行うこととなった。 ・後継者育成事業→商工観光課と農水産課で実施していた補助事業を整理・統合して行うこととなった。	・青年就農給付金について平成25年度より認定新規就農者であることが条件に加わり、その計画の審査等を市で行うようになった。	・青年就農給付金受給者から給付金が経営の安定に役立てられているとの声がある。

事務事業名	新規就農総合支援事業	課名	農水産課	班名	振興班
-------	------------	----	------	----	-----

2 評価(Check1)担当者による事後評価

目的 妥当性 評価	① 施策体系との整合性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 結びついている ⇒【理由】 この事務事業の目的は市の施策体系に結びつくか？意図することが上位目的に結びついているか？	新規就農者数の増加が市民の就業率の増加に結びついている。
	② 対象・意図の妥当性	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 適切である ⇒【理由】 対象を限定・追加すべきか？意図を限定・拡充すべきか？	新規就農総合支援事業補助金の対象者は国で定められており適切である。激励会は青年の新規就農を激励するものであり、現在の年齢基準で適切である。農林水産業後継者育成事業補助金も後継者育成を目的としており、現在の年齢基準で適切である。
	③ 行政関与の妥当性	☒ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☐ 妥当である ⇒【理由】 なぜこの事業を市が行わなければならないのか？税金を投入して実施すべきか？	新規就農総合支援事業補助金の受付は国の要綱により市で行うこととされている。また、激励会及び農林水産業後継者育成事業補助金は旭市単独事業であり、広域を対象としているJAや農業事務所が主体となることは困難であり、市が当該事業を行うことは妥当である。
	④ 成果の現状水準	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 妥当である ⇒【理由】 あるべき水準や目標に達しているか？近隣市や類似団体と比較してどうか？	市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の中で目標としている年間20人の青年農業者の確保は現状達成している。
有効性 評価	⑤ 成果の向上余地	☐ 活動量を増やせば成果は向上する ⇒【理由】 ☒ 活動量を増やさなくても、やり方を工夫することで成果は向上する ⇒【理由】 ☐ 活動量を増やしたり、活動を工夫したりしても、今以上成果は向上しない ⇒【理由】 次年度以降の成果向上が期待できるか？事務事業を取り巻く環境変化等を考慮するとどうか？成果の向上余地はどの程度あるか？	関係機関と連携してサポートを継続することで新規就農者の増加や継続者の支援を行うことができる。
	⑥ 類似事業との統廃合・連携の可能性	☐ 他に手段がある (1) 事務事業名：() (2) ☐ 統廃合ができる ⇒【理由】 ☐ 連携ができる ⇒【理由】 ☐ 既に統廃合・連携している ⇒【理由】 ☐ 統廃合・連携ができない ⇒【理由】 ☒ 他に手段がない ⇒【理由】 目的を達成するには、この事務事業の他(民間・国県を含む)に方法があるか？ ↓ 他に手段がある場合 (1)具体的にはどのような事務事業か？ (2)類似事業との統廃合ができるか？類似事業との連携を図ることにより、成果の向上が期待できるか？	青年就農給付金のように、新規就農者の経営の安定を助ける目的の補助事業は今のところない。激励会時に市、JA、農業事務所を訪問して各長からの激励と組織説明を行っているが、類似の事業はない。
効率性 評価	⑦ 事業費の削減余地(表面トータルコストの事業費部分)	☒ 削減余地がある ⇒【理由】 ☐ 削減余地がない ⇒【理由】 事業費を削減できないか？(経費の精査、過剰仕様の適正化、回数削減、住民の協力、アウトソーシングなど)	激励会時の食卓会、記念品をなくすことで削減余地があるため、検討する必要がある。
	⑧ 人件費の削減余地(表面トータルコストの人件費部分)	☐ 削減余地がある ⇒【理由】 ☒ 削減余地がない ⇒【理由】 やり方の工夫(業務プロセスの改善など)や臨時職員の活用・委託により、正規職員の延べ業務時間を削減できないか？	青年就農給付金は基本的に対象者が5年間継続して申請を行う制度である。最初に対象者から申請があったのが平成25年度であり、その対象者は平成30年度まで申請を行う。その間、他の対象者から相談や申請があることが見込まれるため、平成30年度までは事務量は増えることが予想され、業務時間の削減は難しい。
公平性 評価	⑨ 受益機会・費用負担の適正化余地	☐ 見直し余地がある ⇒【理由】 ☒ 公平・公正である ⇒【理由】 事業の内容が一部の受益者に偏っていないか？不公平ではないか？受益者負担が公平・公正になっているか？	広報、激励会、農業事務所主催の経営体育成セミナー等で補助事業に対して周知しており、公平・公正である。

3 評価(Check2)担当課長による評価結果と総括

(1)1次評価者としての評価結果	(2)全体総括(振り返り、反省点)
① 目的妥当性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ② 有効性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ③ 効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④ 公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり	激励会時の記念品、会食の必要性について検討する必要がある。海外研修補助金について今のところ申請者がいないため、必要性について検討する必要がある。青年就農給付金受給者は、5年後の所得目標である250万にはまだ達成していない。目標に到達できるよう関係機関と連携したフォローを継続する必要がある。

4 今後の方向性(事務事業担当課案)(Plan)

(1)今後の事業の方向性(複数選択可) ※2～3年後を目処にした方向性			(3)改革・改善による期待成果 (廃止・休止の場合は記入不要)																							
☐ 目的再設定 ☐ 事業のやり方改善による成果向上 ☒ 事業のやり方改善による事業費削減 ☐ 受益機会の適正化 ☐ 廃止・休止 ☐ 行政関与の見直し ☐ 事業統廃合・連携(関連事業:) ☐ 事業のやり方改善による延べ業務時間削減 ☐ 費用負担の適正化 <td colspan="3"><table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table></td>			<table><tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><td rowspan="3">成果</td><td>向上</td><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><td>維持</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>低下</td><td></td><td></td><td></td></tr></table>					コスト			削減	維持	増加	成果	向上	○			維持				低下			
			コスト																							
		削減	維持	増加																						
成果	向上	○																								
	維持																									
	低下																									
(2)改革改善案について ※いつまでに、なにを、どうするのか？																										
いつまでに	なにを、どうするのか？																									
27年度中に 31年度までに	①激励会の会食を行うのか、記念品を廃止又は出席者のみに記念品を渡すのか検討する。②就農5年目の給付金受給者について、給付金を除く所得が250万になるよう関係機関とサポートを行う。③旭市農林水産業後継者育成事業の申請者が少ないため制度の廃止を検討																									
(4)改革、改善を実現する上で解決すべき課題(壁)とその解決策																										
・激励会時の会食の有効性を検討する必要がある。 ・激励会参加者のみ記念品を渡すことが公平が保たれるか検討する必要がある。 ・給付金対象者の経営の問題点を関係機関と一緒に改善する。																										